

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

柳井市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要となりました！

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間と申請期間が異なります（下表参照）。

※**期間内に指定の更新がなされない場合は失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	合併前に各市町村で指定を受けた事業者のみなさまについては、柳井市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成17年2月21日施行）により、 平成17年2月21日（合併日）が指定を受けた日 となります。	
平成11年4月1日～平成15年3月31日		
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和3年10月1日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和4年10月1日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和5年10月1日～令和6年9月29日

柳井市水道課では令和3年10月1日より更新申請の受付を行う予定です。申請期間については、手続きの平準化のため、上記からさらにグループ分けをして実施する予定です。ダイレクトメールにて更新対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、改めて通知文を送付させていただきます。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

○指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
＜厚生労働省令第18条に準拠＞

●その他、確認する事項（右の◎のとおり）

●更新に係る事務手続き手数料

- ・10,000円（柳井市水道給水条例第32条による）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認用資料

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講修了証等
- ※自社内研修は不要
- ・配管技能の資格等

◇更新申請についてのお問い合わせは
柳井市上下水道部水道課
TEL:0820-22-2111